

平成 30 年 8 月 6 日

西日本豪雨において被災された学生の皆さん

学生部長

西日本豪雨において被災した学生への災害見舞金の支給について

本学では、地震や大雨等の災害により学生の世帯が被災した場合に、規定に基づき、災害見舞金を支給しています。

被災された学生で、下記の支給対象事項に該当する場合は、添付ファイルの「平成 30 年 7 月西日本豪雨に伴う経済支援申請書」及び関係証明書等を添えて、期間内に申請してください。

記

○支給対象

家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水した場合

○申請期間

平成 30 年 8 月 6 日～12 月 26 日

○提出物

- ①平成 30 年 7 月西日本豪雨に伴う経済支援申請書
- ②罹(被)災証明書
- ③その他の必要とする資料

○提出および問合せ先

学部生	：	学生課奨学金係	☎092-871-6631 内線 2654・2656
大学院生	：	大学院事務課	☎092-871-6631 内線 2912・2913
法科大学院生	：	法科大学院事務室	☎092-871-6631 内線 4811・4812

○審査・結果通知

申請資料をもとに規定に基づき審査し、決定次第、結果を FU ポータル等で通知します。

以 上